

Weekly Report

第662号
令和4年8月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

住宅ローン減税に関するQ & A

令和4年度税制改正により、住宅ローン減税は適用期限が令和7年まで延長されるとともに、令和4年以後に入居する住宅について、①控除率は0.7%、②控除対象となる借入限度額は環境性能など応じて2~5千万円、③控除期間は13年(既存住宅などは10年)、④適用対象者の所得要件は2千万円以下、などの見直しが行われました。

なお、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅について、一定の省エネ基準を満たさない住宅は適用対象外となります。

◆要件等に関するQ & A

Q. 対象となる住宅ローンに要件はある？

A. 住宅ローンの返済期間が10年以上であることが要件となります。

Q. 敷地の取得についてのローンも対象になる？

A. 住宅ローンとともに取得した敷地の取得費用に充てるローンについては対象となります。

Q. 住宅の面積に条件はある？

A. 床面積(マンションの場合は専有部分)が50㎡以上であることです。ただし、令和5年末までに建築確認を受けた新築住宅は、合計所得金額1千万円以下の方に限り40㎡以上でも対象となります。

Q. 住宅の引渡しを受けた後、いつまでに入居すればいい？

A. 住宅の引渡し又は工事完了から6ヵ月以内に居住の用に供することが要件です。

Q. 店舗等併用住宅の場合でも対象になる？

A. 床面積の1/2以上が自己の居住用であれば対象となります。この場合は、「年末ローン残高×居住用の床面積の割合×控除率」で控除額を計算します。

副業に係る所得の判定基準を示す改正案

国税庁が現在、意見募集(パブコメ)を実施している所得税基本通達の改正案では、雑所得の範囲を明確にして、給与所得者等の副業に係る所得について「事業所得」と「業務に係る雑所得」の判定基準などを示しています。

改正案によると、事業所得と業務に係る雑所得の判定について「その所得を得るための活動が社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するが、主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円以下の場合は、特に反証がない限り、業務に係る雑所得と取り扱う」としています(令和4年分以後の所得税について適用予定)。

アルコール検知器での酒気帯び確認は延期

道路交通法施行規則の改正により、本年4月から安全運転管理者選任事業者(乗車定員11人以上の自動車1台以上、又はその他の自動車5台以上を使用する事業所)に対して、目視等により運転者の酒気帯びの有無を確認するアルコールチェックが義務化されました。

本年10月からは、アルコール検知器を使用した確認が義務化となる予定でしたが、アルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、適用は延期となります。